

職長・安全衛生責任者教育 開催のご案内



※予約申込みも可能です。但し、締切日までに受講料の振込がない場合、申込みが無効(取消)となりますので、十分注意して下さい。
※FAXでの申込みもできますのでその際は、締切日までに受講料を振り込んでいただき、受講申込書の原本を講習当日に持参して下さい。

※申込み後の取消しは締切日までにご連絡のあった場合に限り受講料をお返し致します。

※申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しませんので、あらかじめご了承下さい。

※その他

遅刻、欠席、早退等の場合は修了証の交付はできません。

負傷、疾病等で療養中の方は受講をご遠慮下さい。



<https://www.hiroroki.jp/seminar.html>

申込先、連絡先

実施機関

(一社)弘前地区労働基準協会
〒036-8081
弘前市大字福田字福岡10
電話：0172-26-0663
FAX：0172-29-1226

事業者は、職場の職長等の第一線監督者に新たに就く者に対して、必要な教育を行わなければならないとなっております。当協会では、労働災害防止の一環として、労働安全衛生法第60条に基づく標記教育を下記により開催致しますので、この機会に多数受講頂きますようご案内申し上げます。

◆ 職長等の教育を行うべき業種(労働安全衛生法施行令第19条)

1. 建設業 3. 電気業 5. 自動車修理業
2. 製造業(※) 4. ガス業 6. 機械修理業

※食品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様は、令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育が義務化になりました。

◆ 安全衛生責任者教育を行うべき業種

1. 建設業 2. 造船業

労働安全衛生法第16条では、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負事業者(関係請負事業者)においては、安全衛生責任者を選任し、その者が統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

1. 開催日時

令和5年11月 8日(水) 8:50~17:00

令和5年11月 9日(木) 8:50~17:10 計2日間

※職長教育のみの受講者は8日(木)は15:00で終了となります。

2. 講習会場

サンライフ弘前 2階集会室 弘前市豊田一丁目8-1

3. 受講料金 1名 (税込み価格です。)

○職長教育

	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	合計 (消費税込)
会員	14,740円	880円	15,620円
非会員	19,140円	880円	20,020円

○職長・安全衛生責任者教育

	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	合計 (消費税込)
会員	16,500円	1,650円	18,150円
非会員	20,900円	1,650円	22,550円

4. 申込み方法

「受講申込書」に次の①を添付し、持参または郵送にて申込み下さい。

① 写真1枚(縦30mm×横24mm)裏面に氏名を記入願います。

・6ヶ月以内に撮影したもの ・正面、脱帽、上三分身、背景無地

5. 受講料支払い方法

受講料は申込締切日までに下記銀行に振り込みをお願いします。

(振込手数料は、ご負担願います。)当協会へ持参してもかまいません。

青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406
口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

6. 申込締切日

令和5年11月 1日(水) ※定員に達し次第、受付を終了致します。